

京都市動物園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月26日

京都市長 門川大作

京都市規則第86号

京都市動物園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市動物園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条本文中「1月4日」を「1月2日」に改める。

第3条第1項各号列記以外の部分中「第5号」を「第4号」に改め、「の各号」を削り、同条第2項中「第4条第2項第5号」を「第4条第2項第4号」に改める。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第2条関係）

団 体 入 園 券		
団体名		No.
年 月		日発行
人 員	単 価	金 額
人	円	円
京 都 市 動 物 園		

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(文化市民局動物園)